

令和5年度

# 定期監査報告書

只見町監査委員

## 1. 監査を執行した監査委員名

只見町代表監査委員 吉津 文裕

只見町監査委員 酒井 右一

## 2. 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

## 3. 監査の期間

令和5年10月18日、19日、20日、27日、11月27日の5日間

## 4. 監査の対象

一般会計、各特別会計の財務に関する事務の執行状況及び経営にかかる事業の管理全般

## 5. 監査の方法

今回の監査は、主に令和5年度の財務に関する事務の執行状況について、その事務が法令に則り、適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼に実施した。

また、令和4年度の定期監査で意見を付した項目について、その後の取り組み状況を確認すると共に、あらかじめ求めた資料について、担当課長・職員から説明を聴取し効果ある監査の執行に努めた。

## 6. 監査対象

本年度の監査は、前年度付した意見を重視し、且つ、令和5年9月30日現在における財務に関する事務の執行状況について、次の事項に絞って監査を実施した。

- 1) 令和5年度主要事業の執行状況について
- 2) 歳出予算の執行状況について

## 7. 定期監査の結果

### 1) 総評

令和5年度一般会計予算9月末現在における予算の執行状況について、歳入は予算現額6,131,076千円（繰越含む）に対して、収入済額2,922,889千円、対予算収入率は47.67%で対前年度比2.35ポイント増である。なお、普通交付税2,830,460千円が決定している。

歳出全体における対予算支出済執行率は52.60%で、前年度比1.90ポイント減であるが、概ね適正に処理されていると判断した。

なお、事務事業の執行について、以下の意見を付している。

## 2) 意見

### ・事業・施策の進捗状況について

主要事業の進捗状況の問題点・課題、対応について、進捗を一切記載しない事業がある。また、監査機関が要求した必要な資料を出さない、説明に応じないなど、監査に向き合う姿勢は監査機関を軽視するものであり、監査制度の根幹を揺るがしかねないと危惧するものである。

### ・委託料及び負担金及び補助金交付金について

委託料、負担金及び補助金は年々増加傾向にある。事業の十分な検討のもと取捨選択を行い、「只見町中期財政見通し」に照らし適切な事業運用を図ること。特に平成26年4月1日に施行された、只見町宿泊・飲食持続化創業支援事業については、成果及び効果の十分な検証がされていない。当該制度の主旨を踏まえ、適切にその効果及び成果を体現されたい。また、当該事業者の一部に、只見町宿泊・飲食持続化創業支援事業補助金交付要綱及びその募集要項に沿わない事業例があった。これについては事業者に対し補助金の一部返還命令が出されたところである。しかしながら、補助金返還期限までの返還がなく、これについて適切な説明がない。

このような状況が長期間に及んでいる状況を鑑み、当該未納額に対し町は事業者に対し法定利息を賦課することが妥当と考える。したがって、他の法令、契約書等において特別の定めがある場合を除き、民法の規定に基づき遅延した期間に応じて遅延損害金(遅延利息)を請求することは、法的に妨げられないものと思われる。早急に弁護士等の専門家と協議し作業を進めること。

### ・少子化対策の強化について

幼少人口と生産人口が極端に減少し、生産人口も危機的状況にある。子供・子育て事業支援計画は少子化対策を推進する重要な事業計画である。その推進状況については第一期事業計画が終了し、第二期が終了しようとしているが、具体的な推進方策が見えない。表記計画が示す包括的支援事業計画の実現には、町の人口規模もさることながら、財政規模や公共施設の管理計画、町執行機関の在り方など、幅広い見直しを必要とする。第三次事業計画にはこれら事業計画で述べている包括的な意味を理解できるよう、俯瞰的・現実的な取り組みをされたい。

### ・住民と行政の協働強化について

少子高齢化が極度に進行している。また、人口の減少は予測を上回る勢いで進んでいて、各集落においては社会機能が喪失しつつある。行政と住民の協働がなければ基礎自治体は崩壊する。厳しい現実を回避し社会機能を維持するため、住民自治の強化を図る必要がある。

- ・人材の確保と住民福祉の充実について

人材不足が顕著に表れている。特に医療福祉の領域には人材不足のため本来の業務に支障をきたしている。早急に改善されたい。特に、医師や看護師については簡単に補充ができないため、特段の施策を講ずるべきである。